

駐車監視員資格者証交付申請要領について

- 申請可能日時
平日の午前9時から午後5時までの間（土曜日・日曜日・祝日（振替休日を含む。）及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く。）
- 申請場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎35階
大阪府警察本部交通部 駐車管理課（※ 裏面案内図参照）
- 必要書類（申請に必要な書類はホームページからダウンロードするか駐車管理課で交付を受けてください。）下記の□で囲んだ書類が必要です。
 - 1 □ 駐車監視員資格者証交付申請書（別記様式第11号）
 - 2 □ 駐車監視員資格者証交付申請手数料納付書（別記様式第12号）
※申請書類提出時などに駐車管理課で直接交付します。

手数料として9,900円分を、大阪府手数料納付窓口で納付していただきます。

※ 大阪府咲洲庁舎1階の大阪府手数料納付窓口の受付は、
午前9時15分から午後5時30分までとなっています。時間的な余裕をもってお越しください。
 - 3 □ 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書
 - 4 □ 住民票の写し（本籍地の入った住民票（外国籍の方は国籍等が記載されたもの、個人番号の記載がないもの。）
 - 5 □ 診断書
道路交通法第51条の8第3項第2号ホに掲げる者（アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者）及び同法第51条の8第3項第2号へに掲げる者（心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定める者）に該当しない旨の医師の診断書
指定の診断書を使用し、医師に見せる等した上で発行できるかを相談して下さい。
 - 6 □ 誓約書
道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる者に該当しないことを誓約する誓約書
指定の誓約書を使用して下さい。
 - 7 □ 写真 2枚
次の条件に合った写真を用意して下さい。条件に合わない写真の場合は受理できません。（※ ～駐車監視員資格者証の交付申請用及び駐車監視員資格者用の写真について～を参照してください。）
 - ・ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
 - ・ 大きさ 縦3.0cm×横2.4cm
 - ・ 1枚は、駐車監視員資格者証交付申請書に貼り付け、もう1枚の裏面に氏名と撮影年月日を記載して提出して下さい。
 - 8 その他
～駐車監視員資格者証への旧姓の併記を希望される方～
旧姓確認のための書類が必要です。
旧姓が記載された住民票の写し、運転免許証等で旧姓が真正なものであることが確認できる書類を提出して下さい。

○ 注意事項

- 1 郵送での交付申請は受理できません。上記「申請場所」で直接受理します。
- 2 やむを得ず代理人により申請する場合は、申請者の委任状及び代理人の身分証明書を持参して下さい（交付は本人のみで、代理人への交付はできません。）。
- 3 審査結果にかかわらず、手数料は返還できません。
- 4 駐車監視員資格者証は、後日、駐車管理課において交付します。
交付日については、申請時にお知らせします。（交付まで約30日かかります。）

大阪府警察本部 交通部 駐車管理課 案内図



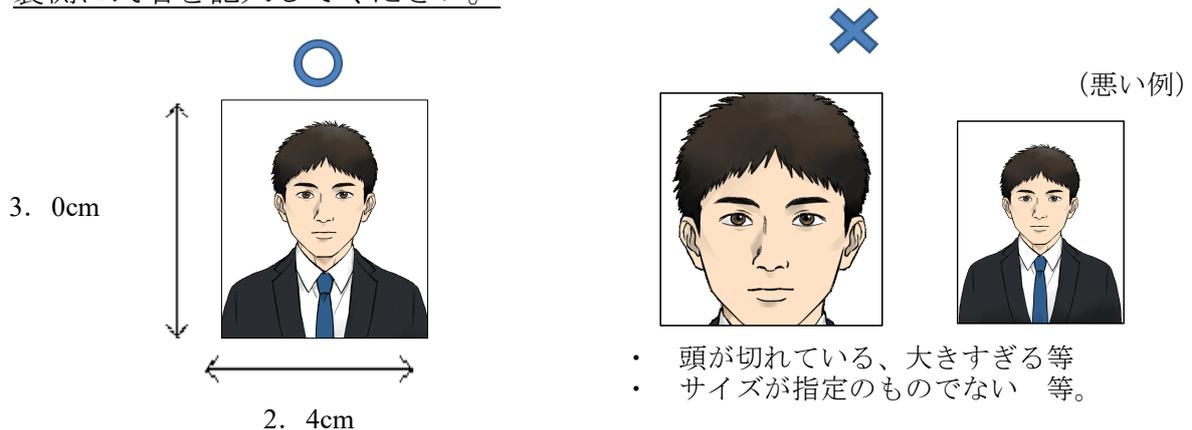
◎ 最寄駅

- ・ 大阪メトロ中央線 「コスモスクエア駅」下車、南東へ約650メートル
- ・ ニュートラム南港ポートタウン線 「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結（約400メートル）

- ◎ 駐車管理課に来られる方の専用の駐車場はありませんが付近に民間の駐車場があります。

～駐車監視員資格者証の交付申請用及び駐車監視員資格者証用の写真について～

- ・ 写真のサイズ（縦3.0 cm×横2.4 cm、）
- ・ 受講の申込前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。
- ・ 裏側に氏名を記入してください。



問合せ先

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎35階
大阪府警察本部 交通部 駐車管理課 管理第二係
☎06-6943-1234(代) (内線)709-231・232
(問合せ時間 平日の午前9時00分から午後5時00分まで)